

令和5年度 千曲市立地適正化計画改定業務委託

プロポーザル審査要領

本審査要領は、「令和5年度 千曲市立地適正化計画改定業務委託」に関するプロポーザルの審査に関する事項を以下に定めます。

1. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和5年度 千曲市立地適正化計画改定業務委託公募型プロポーザル実施要領」に規定する資格要件を満たす者。
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した者。
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した者。
- (4) 事前審査を実施した場合、審査対象者として選定された者。

2. 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は後述のとおりです。

3. 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査会を行います。

- (1) 日時・場所
審査会参加者へ別途通知します。
- (2) プレゼンテーション
 - ①プレゼンテーションの実施時間は、1社50分を予定しています。
(時間配分は入室と準備に10分、説明は20分、質疑が10分、そして退室と審査に10分の計50分。)
 - ②プレゼンテーションの順番は、参加表明書提出の順とします。
 - ③説明者は原則として、提出書類に記載されている管理技術者が行うこととします。
これ以外のものが説明を行うことは、事前に事務局の許可を得た場合のみ、許可します。また、会場への入室は4人以内とし、その際、身分証を提示して下さい。
 - ④パソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用して説明しても結構です。
(使用したい場合は、事前に都市計画課にメールで申し出た場合に限り、使用を許可します。PC、スクリーン、プロジェクターは市で用意しますが、その他は提案事業者が準備することとします。)
 - ⑤提案説明は、提出した提案書に沿った内容で行うものとし、当日の変更、新たな資料の配布などは認めません。なお、プロジェクターを使用する場合、投影画像だけを印刷し、配布することは認めます。
 - ⑥プレゼンテーションは提案事業者名を伏せて行うので社名は言わないこと。

4. 審査の方法

- (1) 審査会では、提出された企画提案書等と、審査会におけるプレゼンテーションに対して審査を行います。
- (2) 各審査員は、プレゼンテーション終了後に審査を行い、すべての審査終了後、各審査員の審査結果を集計し、審査員による判定会議を開催して最終的に候補者を決定します。
- (3) 判定会議で決定した候補者については、各参加業者へ通知するものとします。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2社以上ある場合は、評価テーマの合計評価点が高いものから順に候補者を選定します。これによって決まらない場合は会社評価、配置予定技術者評価の合計評価点が高いものから順に候補者を選定します。これでも決まらない場合は、くじ引きとします。

5. 審査基準と評価点数

審査項目	審査基準	評価点数	
会社評価	事業者の業務実績	10点	
配置予定技術者評価	管理技術者、担当技術者等の執行体制	10点	
企画提案内容	業務全体の実施方針について	10点	
	提案内容の独創性・実現性	評価テーマ1について	10点
		評価テーマ2について	30点
		評価テーマ3について	15点
	工程計画の妥当性	10点	
見積内容	見積金額及び積算内訳	5点	
合計		100点	